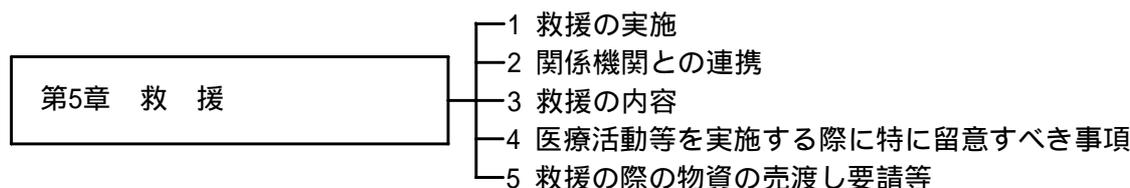


## 第5章 救援

町は、武力攻撃事態等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事が行うこととされている救援の実施に関する事務の一部を町長が行う場合、又は知事の実施する救援の補助を行う場合における関係機関との連携、救援の内容等について以下のとおり定める。

計画の体系



### 1 救援の実施

#### (1) 救援の事務の一部を町長が実施する場合

町長は、知事が知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を町長が行うこととし、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで町長が実施することとされた救援に関する措置を、関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 知事の実施する救援の補助

町長は、上記で実施することとされた救援の措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

## 2 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 3 救援の内容

### (1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき、また琴平町地域防災計画に準じて救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### (2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

町長は、救援の実施に当たっては、県と連携し、それぞれの次の点に留意して行う。

収容施設の供与

実施内容及び詳細	担当課
・避難所の開設 (住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)	福祉保健課 農政課 人権同和課 生涯教育課
・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理	住民サービス課
・避難所におけるプライバシーの確保への配慮	住民サービス課
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の確保	福祉保健課
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に配慮した構造及び設備を有した、長期避難住宅等の確保	住民サービス課 建設下水道課
・収容期間が長期にわたる場合の対応 (長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。))とその用地の把握)	住民サービス課 建設下水道課
・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応	住民サービス課 建設下水道課
・提供対象人数及び世帯数の把握	総務課

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

実施内容及び詳細	担当課
・食料等の備蓄物資の確認	総務課
・飲料水等の備蓄物資の確認	水道課
・生活必需品の備蓄物資の確認	総務課
・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請	総務課
・提供対象人数及び世帯数の把握	総務課
・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制	琴平警察署 総務課

医療の提供及び助産

実施内容及び詳細	担当課
・医薬品及び医療用資機材の所在の確認	福祉保健課
・被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集	総務課
・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集	福祉保健課
・避難住民等の健康状態の把握	福祉保健課

・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握	福祉保健課
・ 医薬品及び医療用資機材が不足した場合の対応	福祉保健課
・ 医薬品及び医療用資機材の引渡し場所や一時集積場所の確保	住民サービス課
・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保	住民サービス課
・ N B C 対応資機材の所在の確認等	住民サービス課

#### 被災者の捜索及び救出

実施内容及び詳細	担当課
・ 被災者の捜索及び救出の実施についての警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携	琴平警察署 総務課 消防本部
・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力	琴平警察署 総務課 消防本部

#### 埋葬及び火葬

実施内容及び詳細	担当課
・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握	住民サービス課
・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制	住民サービス課
・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保	住民サービス課
・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応 (「広域火葬計画の策定について(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)参考」)	住民サービス課
・ 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施	住民サービス課 琴平警察署
・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応(厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例)	住民サービス課

#### 電話その他の通信設備の提供

実施内容及び詳細	担当課
・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握	総務課
・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整	総務課
・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定	総務課
・ 聴覚障害者等への対応	福祉保健課

### 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

実施内容及び詳細	担当課
・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）	建設下水道課 住民サービス課
・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保	建設下水道課 住民サービス課
・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定	建設下水道課 住民サービス課
・応急修理の相談窓口の設置	建設下水道課 住民サービス課

### 学用品の給与

実施内容及び詳細	担当課
・児童生徒の被災状況の収集	生涯教育課
・不足する学用品の把握	生涯教育課
・学用品の給与体制の確保	生涯教育課

### 死体の捜索及び処理

実施内容及び詳細	担当課
・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携	住民サービス課 消防本部 消防団 琴平警察署
・被災情報、安否情報の確認	住民サービス課 琴平警察署
・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定	住民サービス課 琴平警察署
・死体の処理方法 (死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置)	住民サービス課 琴平警察署
・死体の一時保管場所の確保	住民サービス課

武力攻撃災害によって居住又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

実施内容及び詳細	担当課
・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集	建設下水道課
・ 障害物の除去の施工者との調整	建設下水道課
・ 障害物の除去の実施時期	建設下水道課
・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置	建設下水道課

#### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

##### 核攻撃等の場合の医療活動

実施内容及び詳細	担当課
・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施	福祉保健課 消防本部
・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施	福祉保健課

##### 生物剤による攻撃の場合の医療活動

実施内容及び詳細	担当課
・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置 (必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置)	福祉保健課 消防本部
・ 県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施	福祉保健課 消防本部

##### 化学剤による攻撃の場合の医療活動

実施内容及び詳細	担当課
・ 県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施	福祉保健課 消防本部

## 5 救援の際の物資の売渡し要請等

### (1) 救援の際の物資の売渡し要請等

町長は、町長が行うこととされた救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- ・ 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ・ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・ 医療の要請及び指示

### (2) 指定行政機関の長等への要請

町長は、町長が行うこととされた救援を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、(1)に定める特定物資の確保を要請する。

### (3) 公用令書の交付

公用令書による収用等の手続き

町長は、特定物資を確保し、又は土地等を使用する処分については、公用令書を交付して行う。

公用令書を交付すべき相手方、事後交付の手続き等については、施行令に基づき実施する。

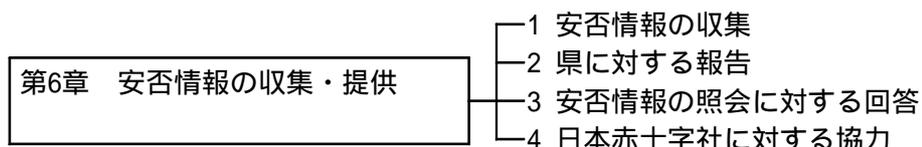
### (4) 医療の要請等に従事する者の安全確保

町長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

計画の体系



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

町は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、町の区域内にある医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

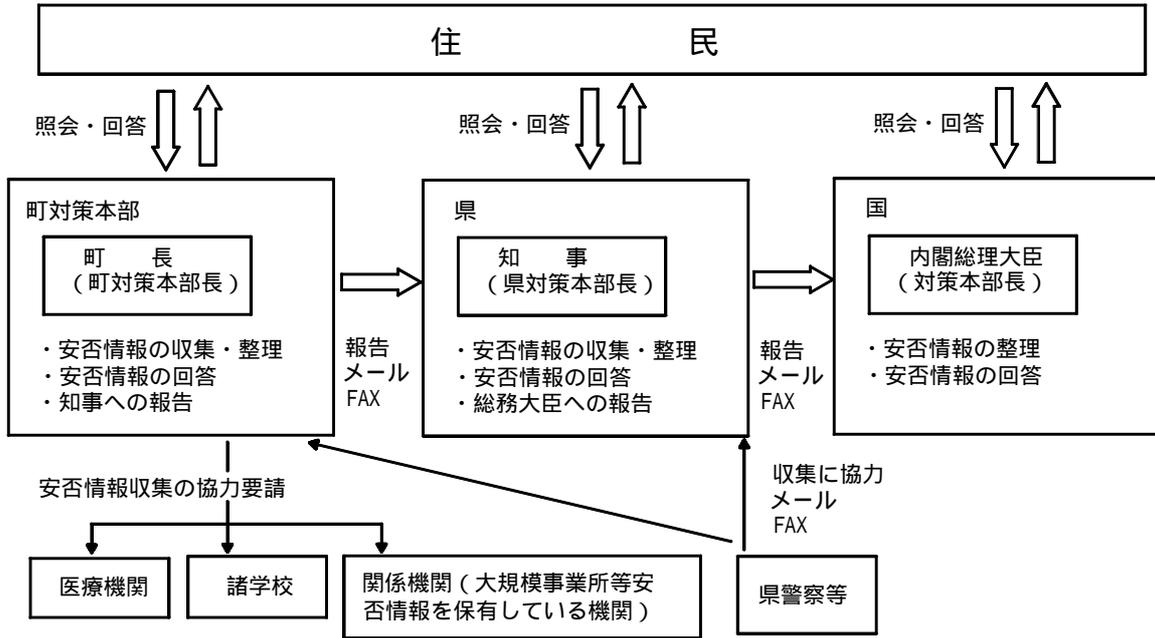
#### (2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

安否情報の収集に関する措置関連図



- ・避難誘導の際の安否情報の収集
- ・避難所における避難住民名簿等作成

収集項目

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
  - 氏名
  - フリガナ
  - 出生の年月日
  - 男女の別
  - 住所（郵便番号を含む。）
  - 国籍（日本国籍を有しない者に限る）
    - ～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - 負傷（疾病）の該当
  - 負傷又は疾病の状況
  - 現在の居所
  - 連絡先その他必要情報
  - 親族・同居人からの照会に対する、～ の回答の希望の有無
  - 知人からの照会に対する、～ の回答の希望の有無
  - 親族・同居人・知人以外からの照会に対する、～ の回答又は公表することについての同意の有無

2 死亡した住民（上記 ～ に加えて）

死亡の日時、場所及び状況

遺体が安置されている場所

親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する、～ の回答をすることについての同意の有無

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編：安否情報省令に規定する様式第3号

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

資料編：安否情報省令に規定する様式第4号

(2) 安否情報の回答

町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書等により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

町は、照会に係る者（以下、この項において、「本人」という。）の同意があると

き、本人の安否を家族等の関係者に伝えることが本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき（本人が意識不明である場合や、照会対象者が非常に多数で照会への迅速な対応には本人同意の確認作業を行うことが著しく不合理である場合など）又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編：安否情報省令に規定する様式第5号

### (3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、本章3項(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。